

議案第10号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

デジタル化に伴う住民サービスの向上のため、窓口におけるキャッシュレス決済の導入及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「現金で」を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1第4項を次のように改める。

4 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係

- | | | |
|---|---------------------|------|
| (1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 | 1通につき | 450円 |
| (2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 | 証明事項1件につき | 350円 |
| (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）に | 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき | 400円 |

における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

- | | | |
|---|-------------------------------|------|
| (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 | 1 通につき | 750円 |
| (5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 | 証明事項 1 件
につき | 450円 |
| (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者 | 除籍電子証明書提供用識別
符号 1 件につ
き | 700円 |

が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

- | | | |
|--|-------|------|
| (7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容の証明書の交付
(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき、1,400円) | 1通につき | 350円 |
| (8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 | 1件につき | 350円 |

別表第2 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務の部 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項金額の欄中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1第4項の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

(議案第10号) 二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(徴収の時期等)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(郵便による送付)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(徴収の時期等)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者から<u>現金</u>でこれを徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(郵便による送付)</p> <p>第4条 <u>郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとするときの手</u> <u>数料は、現金に代わり定額小為替で納付することができる。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p>

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
1～3（略）			1～3（略）		
4 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係			4 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係		
(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	1通につき	450円	(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1通につき	450円
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	<u>証明事項</u> 1件につき	350円	(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき	350円
(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 1件につき	<u>400円</u>			

改正後			改正前		
<p><u>の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>					
<p>(4) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</u></p>	1通につき	750円	<p>(3) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u></p>	1通につき	750円
<p>(5) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u></p>	<u>証明事項</u> 1件につき	450円	<p>(4) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u></p>	1件につき	450円
<p>(6) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行</u></p>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号</u> 1件につき	<u>700円</u>			

改正後			改正前		
<p><u>われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>					
<p>(7) <u>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容の証明書の交付</u> (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき、1,400円)</p>	1通につき	350円	<p>(5) <u>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u> (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき、1,400円)</p>	1件につき	350円
<p>(8) <u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u></p>	1件につき	350円	<p>(6) <u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務</u></p>	1件につき	350円

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
手数料を徴収する事務	区分	金額	手数料を徴収する事務	区分	金額
(略)			(略)		
2 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	イ～ホ (略)	2 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	イ～ホ (略)
	2 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000</u> 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外		2 消防法第11条第1項 前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000</u> 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外

改正後			改正前		
		<p>タンク貯蔵所 1,720,000円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 1,920,000円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大 数量が50,000キロリッ トル以上100,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 2,360,000円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大 数量が100,000キロリッ トル以上200,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 2,740,000円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大 数量が200,000キロリッ トル以上300,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵</p>			<p>タンク貯蔵所 1,410,000円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 1,590,000円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大 数量が50,000キロリッ トル以上100,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 1,950,000円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大 数量が100,000キロリッ トル以上200,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 2,270,000円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大 数量が200,000キロリッ トル以上300,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵</p>

改正後			改正前		
		所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u> (7) 危険物の貯蔵最大 数量が300,000キロリッ トル以上400,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリッ トル以上の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u> ～～ヲ (略)			所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u> (7) 危険物の貯蔵最大 数量が300,000キロリッ トル以上400,000キロリ ットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリッ トル以上の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u> ～～ヲ (略)
	3 (略)	イ～ハ (略)		3 (略)	イ～ハ (略)
(略)			(略)		